

第二条 (法人税法の一一部改正)

第二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次

第一編 総則	第一章 同上
第一章 通則(第一条—第三条)	第二章 同上
第二章 納税義務者(第四条)	第二章 同上
第二章の二 連結納税義務者(第四条の二—第四条の五)	第二章の二 同上
第二章の三 法人課税信託(第四条の六—第四条の八)	第二章の三 同上
第三章 課税所得等の範囲等	第三章 同上
第一節 課税所得等の範囲(第五条—第十条の二)	第二章の二 同上
第二節 課税所得の範囲の変更等(第十条の三)	第二章の二 同上
第四章 所得の帰属に関する通則(第十一条・第十二条)	第三章 同上
第五章 事業年度等(第十三条—第十五条の二)	第五章 同上
第六章 納税地(第十六条—第二十条)	第六章 同上
第二編 内国法人の法人税	
第一章 各事業年度の所得に対する法人税	
第一節 課税標準及びその計算	
第一款 課税標準(第二十一条)	
第二款 各事業年度の所得の金額の計算の通則(第二十二条)	
第三款 益金の額の計算	
第一目 受取配当等(第二十三条—第二十四条)	第一章 同上
第二目 資産の評価益(第二十五条)	第二章 同上
第三目 受贈益(第二十五条の二)	第三章 同上
第四目 還付金等(第二十六条—第二十八条)	第四章 同上
第四款 損金の額の計算	
第一目 資産の評価及び償却費(第二十九条—第三十二条)	第一章 同上
第二目 資産の評価損(第三十三条)	第二章 同上
第三目 役員の給与等(第三十四条—第三十六条)	第三章 同上
第四目 寄附金(第三十七条)	第四章 同上
第五目 租税公課等(第三十八条—第四十一条)	第五章 同上
第六目 圧縮記帳(第四十二条—第五十一条)	第六章 同上

目次

第一編 同上	第一章 同上
第二編 同上	第二章 同上
第三編 同上	第三章 同上
第四編 同上	第四章 同上
第五編 同上	第五章 同上
第六編 同上	第六章 同上
第一節 同上	第一章 同上
第二節 同上	第二章 同上
第三節 同上	第三章 同上
第四節 同上	第四章 同上
第五節 同上	第五章 同上
第六節 同上	第六章 同上
第一款 同上	第一章 同上
第二款 同上	第二章 同上
第三款 同上	第三章 同上
第四款 同上	第四章 同上
第一目 同上	第一章 同上
第二目 同上	第二章 同上
第三目 同上	第三章 同上
第四目 同上	第四章 同上
第一目 同上	第一章 同上
第二目 同上	第二章 同上
第三目 同上	第三章 同上
第四目 同上	第四章 同上
第五目 同上	第五章 同上
第六目 同上	第六章 同上

第七目 引当金（第五十二条・第五十三条）

第七目 同上

第七目の二 譲渡制限付株式を対価とする費用等（第五十五条・第五十六条
・第五十四条の二）

第七目の二 同上

第七目の三 不正行為等に係る費用等（第五十五条・第五十六条
条）

第七目の三 同上

第八目 繰越欠損金（第五十七条—第五十九条）

第八目 同上

第九目 契約者配当等（第六十条・第六十条の二）

第九目 同上

第十目 特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額（第六十条の三）

第十目 同上

第五款 利益の額又は損失の額の計算

第五款 同上

第一目 短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益（第六十一条）

第一目 同上

第一目の二 有価証券の譲渡損益及び時価評価損益（第六十一条の二—第六十一条の四）

第一目の二 同上

第二目 デリバティップ取引に係る利益相当額又は損失相当額（第六十一条の五）

第二目 同上

第三目 ヘッジ処理による利益額又は損失額の計上時期等（第六十一条の六・第六十一条の七）

第三目 同上

第四目 外貨建取引の換算等（第六十一条の八—第六十一条の十）

第四目 同上

第五目 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益（第六十一条の十一・第六十一条の十二）

第五目 同上

第六目 完全支配関係がある法人の間の取引の損益（第六十一条の十三）

第六目 同上

第六款 組織再編成に係る所得の金額の計算（第六十二条—第六十二条の九）

第六款 同上

第七款 収益及び費用の帰属事業年度の特例（第六十三条・第六十四条）

第七款 同上

第八款 リース取引（第六十四条の二）

第八款 同上

第九款 法人課税信託に係る所得の金額の計算（第六十四条の三）

第九款 同上

第十款 公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算（第六十四条の四）

第十款 同上

第十一款 各事業年度の所得の金額の計算の細目（第六十五条）

第十一款 同上

第二節 税額の計算

第一款 税率（第六十六条・第六十七条）

第二款 税額控除（第六十八条—第七十条の二）

第三節 申告、納付及び還付等

第一款 中間申告（第七十一条—第七十三条）

第二款 確定申告（第七十四条—第七十五条の二）

第三款 納付（第七十六条・第七十七条）

第四款 還付（第七十八条—第八十条）

第五款 更正の請求の特例（第八十条の二）

第一章の二 各連結事業年度の連結所得に対する法人税

第一節 課税標準（第八十一条）

第二款 各連結事業年度の連結所得の金額の計算（第八十一条の二）

第三款 益金の額又は損金の額の計算

第一目 個別益金額又は個別損金額（第八十一条の三）

第二目 受取配当等（第八十一条の四）

第三目 外国税額等（第八十一条の五・第八十一条の五の二）

第四目 寄附金（第八十一条の六）

第五目 所得税額等（第八十一条の七・第八十一条の八）

第六目 繰越欠損金（第八十一条の九・第八十一条の十）

第四款 各連結事業年度の連結所得の金額の計算の細目（第八十一条の十一）

第二節 税額の計算

第一款 税率（第八十一条の十二・第八十一条の十三）

第二款 税額控除（第八十一条の十四—第八十一条の十七）

第三款 連結法人税の個別帰属額の計算（第八十一条の十八）

第三節 申告、納付及び還付等

第一款 連結中間申告（第八十一条の十九—第八十一条の二十二）

第二款 連結確定申告（第八十一条の二十二—第八十一条の二十）

四（）

第三款 個別帰属額等の届出（第八十一条の二十五）

第四款 納付（第八十一条の二十六—第八十一条の二十八）

第二節 同 上

第一款 同 上

第二款 同 上

第三節 同 上

第一款 同 上

第二款 同 上

第三款 同 上

第四款 同 上

第五款 同 上

第六款 同 上

第七款 同 上

第八款 同 上

第九款 同 上

第十款 同 上

第十一款 同 上

第十二款 同 上

第十三款 同 上

第十四款 同 上

第十五款 同 上

第十六款 同 上

第十七款 同 上

第十八款 同 上

第十九款 同 上

第二十款 同 上

第二十一款 同 上

第二十二款 同 上

第二十三款 同 上

第二十四款 同 上

第五款 還付（第八十一条の二十九—第八十一条の三十一）

第六款 更正の請求の特例（第八十二条）

第二章 退職年金等積立金に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算（第八十三条—第八十六条）

第二節 税額の計算（第八十七条）

第三節 申告及び納付（第八十八条—第一百二十条）

第三章 青色申告（第一百二十二条—第一百二十八条）

第四章 更正及び決定（第一百二十九条—第一百三十七条）

第三編 外国法人の法人税

第一章 国内源泉所得（第一百三十八条—第一百四十条）

第二章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算

第一款 課税標準（第一百四十二条）

第二款 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算（第一百四十二条—第一百四十二条の九）

第三款 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算（第一百四十二条の十）

第二節 税額の計算（第一百四十三条—第一百四十四条の二）

第三節 申告、納付及び還付等

第一款 中間申告（第一百四十四条の三—第一百四十四条の五）

第二款 確定申告（第一百四十四条の六—第一百四十四条の八）

第三款 納付（第一百四十四条の九・第一百四十四条の十）

第四款 還付（第一百四十四条の十一—第一百四十四条の十三）

第五款 更正の請求の特例（第一百四十五条）

第三章 退職年金等積立金に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算（第一百四十五条の二—第一百四十五条の三）

第二節 税額の計算（第一百四十五条の四）

第三節 申告及び納付（第一百四十五条の五）

第四章 青色申告（第一百四十六条）

第五章 恒久的施設に係る取引に係る文書化（第一百四十六条の二）

第六章 更正及び決定（第一百四十七条—第一百四十七条の四）

第四編 雜則（第一百四十八条—第一百五十八条）

第五款 同 上

第六款 同 同 上

第二章 同 上

第三章 同 上

第四章 同 同 上

第三節 同 上

第二章 同 上

第三章 同 上

第四章 同 同 上

第三節 同 上

第二章 同 上

第三章 同 上

第二節 同 上

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十二 省 略

十二の二 分割法人 分割によりその有する資産又は負債の移転を行つた法人をいう。

十二の三 分割承継法人 分割により分割法人から資産又は負債の移転を受けた法人をいう。

十二の四・十二の五 省 略

十二の五の二 現物分配法人 現物分配（法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）がその株主等に対し当該法人の次に掲げる事由により金銭以外の資産の交付をすることをいう。以下この条において同じ。）によりその有する資産の移転を行つた法人をいう。

イ 剩余金の配当（株式又は出資に係るものに限るものとし、分割型分割によるものを除く。）若しくは利益の配当（分割型分割によるものを除く。）又は剩余金の分配（出資に係るものに限る。）

(口)解散による残余財産の分配

ハ 第二十四条第一項第五号から第七号まで（配当等の額とみなす金額）に掲げる事由

十二の五の三 省 略

十二の六 省 略

十二の六の二 株式交換等完全子法人 株式交換完全子法人及び株式交換等（株式交換を除く。）に係る第十二号の十六に規定する対象法人をいう。

十二の六の三 省 略

十二の六の四 株式交換等完全親法人 株式交換完全親法人並びに株式交換等（株式交換を除く。）に係る第十二号の十六イ及びロに規定する最大株主等である法人並びに同号ハの一の株主等である法人をいう。

十二の六の五～十二の七の七 省 略

(定義)

第二条 同 上

一～十二 同 上

十二の二 分割法人 分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。

十二の三 分割承継法人 分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。

十二の四・十二の五 同 上

十二の六 現物分配法人 現物分配（法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）がその株主等に対し当該法人の次に掲げる事由により金銭以外の資産の交付をすることをいう。次号及び第十二号の十五において同じ。）によりその有する資産の移転を行つた法人をいう。

イ 剩余金の配当（株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剩余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割によるものを除く。）若しくは利益の配当（分割型分割によるものを除く。）又は剩余金の分配（出資に係るものに限る。）

(口)解散による残余財産の分配

ハ 第二十四条第一項第三号から第六号まで（配当等の額とみなす金額）に掲げる事由

十二の六の二 同 上

十二の六の三 同 上

十二の六の二 株式交換等完全子法人 株式交換完全子法人及び株式交換等（株式交換を除く。）に係る第十二号の十六に規定する対象法人をいう。

十二の六の四 同 上

十二の六の五～十二の七の七 同 上

十二の八 適格合併 次のいずれかに該当する合併で被合併法人の株主等に合併法人株式（合併法人の株式又は出資をいう。）又は合併親法人株式（合併法人との間に当該合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式又は出資をいう。）のいずれか一方の株式又は出資以外の資産（当該株主等に対する剩余金の配当等（株式又は出資に係る剩余金の配当、利益の配当又は剩余金の分配をいう。）として交付される金銭その他の資産、合併に反対する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産及び合併の直前において合併法人が被合併法人の発行済株式等の総数又は総額の三分の二以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する場合における当該合併法人以外の株主等に交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されないものをいう。

イ 省略

ロ その合併に係る被合併法人と合併法人（当該合併が新設合併である場合にあつては、当該被合併法人と他の被合併法人）との間にいずれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該合併のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

- (1) 当該合併に係る被合併法人の当該合併の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該合併後に当該合併に係る合併法人の業務（当該合併後に行われる適格合併により当該被合併法人の当該合併前に行う主要な事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該適格合併に係る合併法人の業務を含む。）に従事することができ見込まれていること。

- (2) 当該合併に係る被合併法人の当該合併前に行う主要な事業が当該合併後に当該合併に係る合併法人（当該合併後に行われる適格合併により当該主要な事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該適格合併に係る合併法人に移転する人を含む。）において引き続き行われることが見込まれていること。

ハ その合併に係る被合併法人と合併法人（当該合併が新設合併であ

十二の八 適格合併 次のいずれかに該当する合併で被合併法人の株主等に合併法人株式（合併法人の株式又は出資をいう。）又は合併親法人株式（合併法人との間に当該合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式又は出資をいう。）のいずれか一方の株式又は出資以外の資産（当該株主等に対する剩余金の配当等（株式又は出資に係る剩余金の配当、利益の配当又は剩余金の分配をいう。）として交付される金銭その他の資産及び合併に反対する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されないものをいう。

イ 同上

ロ 同上

- (1) 当該合併に係る被合併法人の当該合併の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該合併後に当該合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること（当該合併後に当該合併法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該合併後に当該合併法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。）。

- (2) 当該合併に係る被合併法人の当該合併前に営む主要な事業が当該合併後に当該合併に係る合併法人において引き続き営まれることが見込まれていること（当該合併後に当該合併法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該主要な事業が、当該合併後に当該合併法人において営まれ、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人において引き続き営まれることが見込まれていること。）。

ハ その合併に係る被合併法人と合併法人（当該合併が新設合併であ

る場合には、当該被合併法人と他の被合併法人）とが共同で事業を行うための合併として政令で定めるもの

十二の九 分割型分割

次に掲げる分割をいう。

イ 分割により分割法人が交付を受ける分割対価資産（分割により分割承継法人によつて交付される当該分割承継法人の株式（出資を含む。以下第十二号の十七までにおいて同じ。）その他の資産をいう。以下第十二号の十一までにおいて同じ。）の全てが当該分割の日において当該分割法人の株主等に交付される場合又は分割により分割対価資産の全てが分割法人の株主等に直接に交付される場合のこれらの分割

口 省 略

十二の十 省 略

十二の十一 適格分割 次のいずれかに該当する分割で分割対価資産として分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式（分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式をいう。）のいずれか一方の株式以外の資産が交付されないもの（当該株式が交付される分割型分割については、当該株式が分割法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該分割法人の各株主等の有する当該分割法人の株式の数（出資にあつては、金額）の割合に応じて交付されるものに限る。）をいう。

イ 省 略

口 その分割に係る分割法人と分割承継法人との間にいづれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該分割のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1) 当該分割により分割事業（分割法人の分割前に行う事業のうち、当該分割により分割承継法人において行わることとなるものをいう。口において同じ。）に係る主要な資産及び負債が当該分割承継法人に移転していること。

る場合には、当該被合併法人と他の被合併法人）とが共同で事業を営むための合併として政令で定めるもの

十二の九 同 上

イ 分割により分割法人が交付を受ける分割対価資産（分割により分割承継法人によつて交付される当該分割承継法人の株式（出資を含む。以下第十二号の十六までにおいて同じ。）その他の資産をいう。以下第十二号の十一までにおいて同じ。）の全てが当該分割の日において当該分割法人の株主等に交付される場合又は分割により分割対価資産の全てが分割法人の株主等に直接に交付される場合のこれらの分割

口 同 上

十二の十 同 上

十二の十一 適格分割 次のいずれかに該当する分割で分割対価資産として分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式（分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式をいう。）のいずれか一方の株式以外の資産が交付されないもの（当該株式が交付される分割型分割については、当該株式が分割法人の株主等の有する当該分割法人の株式の数（出資にあつては、金額）の割合に応じて交付されるものに限る。）をいう。

イ 同 上

口 その分割に係る分割法人と分割承継法人との間にいづれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該分割のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1) 当該分割により分割事業（分割法人の分割前に営む事業のうち、当該分割により分割承継法人において営まれることとなるものをいう。口において同じ。）に係る主要な資産及び負債が当該分割承継法人に移転していること（当該分割後に当該分割承継法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合は、当該主要な資産及び負債が、当該分割により当該分割承継法人に移転し、当該適格合併により当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれていること。）。

(2) 当該分割の直前の分割事業に係る従業者のうち、その総数のおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該分割後に当該分割承継法人の業務（当該分割後に行われる適格合併により当該分割事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人の業務を含む。）に従事することが見込まれてのこと。

(3) 当該分割に係る分割事業が当該分割後に当該分割承継法人（当該分割後に行われる適格合併により当該分割事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人を含む。）において引き続き行われることが見込まれてること。

ハ その分割に係る分割法人と分割承継法人（当該分割が法人を設立する分割である場合にあつては、当該分割法人と他の分割法人）とが共同で事業を行うための分割として政令で定めるもの

二 その分割（一の法人のみが分割法人となる分割型分割に限る。）に係る分割法人の当該分割前に行う事業を当該分割により新たに設立する分割承継法人において独立して行うための分割として政令で定めるもの

十二の十二・十二の十三 省略

十二の十四 適格現物出資 次のいづれかに該当する現物出資（外国法人に国内にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債（以下この号において「国内資産等」という。）の移転を行うもの（当該国内資産等の全部が当該外国法人の恒久的施設に属するものとして政令で定めるものを除く。）、外国法人が内国法人又は他の外国法人に国外にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債（以下この号において「国外資産等」という。）の移転を行うもの（当該他の外国法人に国外資産等の移転を行つては、当該国外資産等が当該他の外国法人の恒久的施設に属するものとして政令で定めるものに限る。）及び内国法人が外国法人に国外資産等の移転を行うもので当該国外資産等の全部又は一部が当該外国法人の恒久的施設に属しない

(2) 当該分割の直前の分割事業に係る従業者のうち、その総数のおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該分割後に当該分割承継法人の業務に従事することが見込まれてること（当該分割後に当該分割承継法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該分割後に当該分割承継法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれてのこと。）。

(3) 当該分割に係る分割事業が当該分割後に当該分割承継法人において引き続き営まれることが見込まれてること（当該分割後に当該分割承継法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該分割事業が、当該分割後に当該分割承継法人において営まれ、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人において引き続き営まれることが見込まれてのこと。）。

十二の十二・十二の十三 同上

十二の十四 同上

もの（国内資産等の移転を行うものに準ずるものとして政令で定めるものに限る。）並びに新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴う当該新株予約権付社債についての社債の給付を除き、現物出資法人に被現物出資法人の株式のみが交付されるものに限る。）をいう。

口イ省略

ロ その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人との間にいざれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該現物出資のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1) 当該現物出資により現物出資事業（現物出資法人の現物出資前に行いう事業のうち、当該現物出資により被現物出資法人において行われることとなるものをいう。口において同じ。）に係る主要な資産及び負債が当該被現物出資法人に移転していること。

(2) 当該現物出資の直前の現物出資事業に係る従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該現物出資後に当該被現物出資法人の業務（当該現物出資後に行われる適格合併により当該現物出資事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人の業務を含む。）に従事することが見込まれていること。

(3) 当該現物出資に係る現物出資事業が当該現物出資後に当該被現物出資法人（当該現物出資後に行われる適格合併により当該現物出資事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人を含む。）において引き続き行われることが見込まれていること。

口イ同上

(1)

当該現物出資により現物出資事業（現物出資法人の現物出資前に営む事業のうち、当該現物出資により被現物出資法人において営まれることとなるものをいう。口において同じ。）に係る主要な資産及び負債が当該被現物出資法人に移転していること（当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行なうことが見込まれている場合には、当該主要な資産及び負債が当該現物出資により当該被現物出資法人に移転し、当該適格合併により当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれていること。）。

(2)

当該現物出資の直前の現物出資事業に係る従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該現物出資後に当該被現物出資法人の業務に従事することが見込まれていること（当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該現物出資後に当該被現物出資法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。）。

(3)

当該現物出資に係る現物出資事業が当該現物出資後に当該被現物出資法人において引き続き営まれることが見込まれていること（当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該現物出資事業が当該現物出資後に当該被現物出資法人において営まれ、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人において引き続き営まれることが見込まれていること。）。

資が法人を設立する現物出資である場合にあつては、当該現物出資法人と他の現物出資法人）とが共同で事業を行つたための現物出資として政令で定めるもの

十二の十五 省 略

十二の十五の二 株式分配 現物分配（剩余金の配当又は利益の配当に限る。）のうち、その現物分配の直前において現物分配法人により発行済株式等の全部を保有されていた法人（次号において「完全子法人」という。）の当該発行済株式等の全部が移転するもの（その現物分配により当該発行済株式等の移転を受ける者がその現物分配の直前において当該現物分配法人との間に完全支配関係がある者のみである場合における当該現物分配を除く。）をいう。

十二の十五の三 適格株式分配 完全子法人の株式のみが移転する株式分配のうち、完全子法人と現物分配法人とが独立して事業を行うための株式分配として政令で定めるもの（当該株式が現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該現物分配法人の各株主等の有する当該現物分配法人の株式の数（出資にあつては、金額）の割合に応じて交付されるものに限る。）をいう。

十二の十六 株式交換等 株式交換及びイからハまでに掲げる行為により対象法人（それぞれイからハまでに規定する法人をいう。）がそれぞれイ若しくはロに規定する最大株主等である法人又はハの一の株主等である法人との間に完全支配関係を有することとなることをいう。

イ 全部取得条項付種類株式（ある種類の株式について、これを発行した法人が株主総会その他これに類するものの決議（イにおいて「取得決議」という。）によってその全部の取得をする旨の定めがある場合の当該種類の株式をいう。）に係る取得決議によりその取得の対価として当該法人の最大株主等（当該法人以外の当該法人の株主等のうちその有する当該法人の株式の数が最も多い者をいう。）以外の全ての株主等（当該法人及び当該最大株主等との間に完全支配関係がある者を除く。）に一に満たない端数の株式以外の当該法人の株式が交付されないこととなる場合の当該取得決議

資が法人を設立する現物出資である場合にあつては、当該現物出資法人と他の現物出資法人）とが共同で事業を営むための現物出資として政令で定めるもの

十二の十五 同 上

との間に完全支配関係がある者を除く。)の有することとなる当該法人の株式の数が一に満たない端数となるもの

ハ 株式売渡請求(法人の一の株主等が当該法人の承認を得て当該法人の他の株主等(当該法人及び当該一の株主等との間に完全支配関係がある者を除く。)の全てに対して法令(外国の法令を含む。ハにおいて同じ。)の規定に基づいて行う当該法人の株式の全部を売り渡すことの請求をいう。)に係る当該承認により法令の規定に基づき当該法人の発行済株式等(当該一の株主等又は当該一の株主等との間に完全支配関係がある者があるものを除く。)の全部が当該一の株主等に取得されることとなる場合の当該承認

十二の十七 適格株式交換等 次のいずれかに該当する株式交換等で株式交換等完全子法人の株主等に株式交換等完全親法人の株式又は株式交換完全支配親法人株式(株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式をいう。)のいずれか一方の株式以外の資産(当該株主等に対する剩余金の配当として交付される金銭その他の資産及び株式交換等に反対する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産、株式交換の直前において株式交換完全親法人が株式交換完全子法人の発行済株式(当該株式交換完全子法人が有する自己の株式を除く。)の総数の三分の二以上に相当する数の株式を有する場合における当該株式交換完全親法人以外の株主に交付される金銭その他の資産、前号イの取得の価格の決定の申立てに基づいて交付される金銭その他の資産及び同号ハの取得の対価として交付される金銭その他の資産を除く。)が交付されないものをいう。

イ 省略

ロ その株式交換等に係る株式交換等完全子法人と株式交換等完全親法人との間にいづれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該株式交換等のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1) 当該株式交換等完全子法人の当該株式交換等の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該株式交換等完全子法人の業務(当該株式交換等後に行われる適

十二の十六 適格株式交換 次のいずれかに該当する株式交換で株式交換完全子法人の株主に株式交換完全親法人の株式又は株式交換完全支配親法人株式(株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式をいう。)のいずれか一方の株式以外の資産(当該株主に対する剩余金の配当として交付される金銭その他の資産及び株式交換に反対する当該株主に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。)が交付されないものをいう。

イ 同上

ロ その株式交換に係る株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間にいづれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該株式交換のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1) 当該株式交換完全子法人の当該株式交換の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該株式交換完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれてい

格合併又は当該株式交換等完全子法人を分割法人若しくは現物出資法人とする適格分割若しくは適格現物出資（口において「適格合併等」という。）により当該株式交換等完全子法人の当該株式交換等前に行う主要な事業が当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人（口において「合併法人等」という。）に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人等の業務を含む。）に引き続き従事することが見込まれていること。

(2) 当該株式交換等完全子法人の当該株式交換等前に行う主要な事業が当該株式交換等完全子法人（当該株式交換等後に行われる適格合併等により当該主要な事業が当該適格合併等に係る合併法人等に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人等を含む。）において引き続き行われることが見込まれること。

こと（当該株式交換後に当該株式交換完全子法人を被合併法人、分割法人又は現物出資法人（以下この号及び次号において「被合併法人等」という。）とする適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この号及び次号において「適格合併等」という。）に伴い当該直前の従業者の全部又は一部が当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人（以下この号及び次号において「合併法人等」という。）に引き継がれることが見込まれている場合には、当該直前の従業者のうち当該合併法人等に引き継がれるもの（(1)において「合併等引継従業者」という。）で当該株式交換後に当該株式交換完全子法人の業務に従事し、当該適格合併等後に当該合併法人等の業務に従事する者の数と当該直前の従業者のうち当該合併等引継従業者以外のもので当該株式交換完全子法人の業務に引き続き従事する者の数とを合計した数が当該直前の従業者の総数のおおむね百分の八十以上に相当する数となることが見込まれていること。）。

(2) 当該株式交換完全子法人の当該株式交換前に営む主要な事業が当該株式交換完全子法人において引き続き営まれることが見込まれていること（当該株式交換後に当該株式交換完全子法人を被合併法人等とする適格合併等によりその主要な事業が移転することが見込まれている場合には、当該主要な事業が、当該株式交換後に当該株式交換完全子法人において営まれ、当該適格合併等後に当該適格合併等に係る合併法人等において引き続き営まれることが見込まれていること。）。

ハ その株式交換に係る株式交換完全子法人と株式交換完全親法人とが共同で事業を行うための株式交換として政令で定めるもの

十二の十八 適格株式移転

次のいずれかに該当する株式移転で株式移転完全子法人の株主に株式移転完全親法人の株式以外の資産（株式移転に反対する当該株主に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されないものをいう。

イ 省略

ロ その株式移転に係る株式移転完全子法人と他の株式移転完全子法人との間にいかれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該株式移転のうち、次に掲げる要件の全てに

ハ その株式交換に係る株式交換完全子法人と株式交換完全親法人とが共同で事業を営むための株式交換として政令で定めるもの

十二の十七 同 上

ロイ 同 上

該当するもの

(1) 当該株式移転に係る各株式移転完全子法人の当該株式移転の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該株式移転完全子法人の業務（当該株式移転後に行われる適格合併又は当該株式移転完全子法人を分割法人若しくは現物出資法人とする適格分割若しくは適格現物出資（口において「適格合併等」という。）により当該株式移転完全子法人の当該株式移転前に行う主要な事業が当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人（口において「合併法人等」という。）に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人等の業務を含む。）に引き続き従事することが見込まれていること。

(2) 当該株式移転に係る各株式移転完全子法人の当該株式移転前に行う主要な事業が当該株式移転完全子法人（当該株式移転後に行われる適格合併等により当該主要な事業が当該適格合併等に係る合併法人等に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人等を含む。）において引き続き行われることが見込まれていること。

ハ その株式移転に係る株式移転完全子法人と他の株式移転完全子法人とが共同で事業を行うための株式移転として政令で定めるもの

十二の十九 省略

十三の三十九 省略

四十 決定 この編、次編第一章第一節及び第一章の二第一節（課税標準及びその計算）、第一百三十三条（更正等による所得税額等の還付）

、第一百三十四条（確定申告又は連結確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）、第一百三十五条第三項第三号及び第四項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例）、第一百四十七条の三（更正等による所得税額等の還付）並びに第一百四

(1) 当該株式移転に係る各株式移転完全子法人の当該株式移転の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該株式移転完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれること（当該株式移転後に当該株式移転完全子法人を被合併法人等とする適格合併等に伴い当該直前の従業者の全部又は一部が当該適格合併等に係る合併法人等に引き継がれることが見込まれている場合には、当該直前の従業者のうち当該合併法人等に引き継がれるもの（1）において「合併等引継従業者」という。）で当該株式移転後に当該株式移転完全子法人の業務に従事し、当該適格合併等後に当該合併法人等の業務に従事する者の数と当該直前の従業者のうち当該合併等引継従業者以外のもので当該株式移転完全子法人の業務に引き続き従事する者の数とを合計した数が当該直前の従業者の総数のおおむね百分の八十以上に相当する数となることが見込まれていること。）。

(2) 当該株式移転に係る各株式移転完全子法人の当該株式移転前に営む主要な事業が当該株式移転完全子法人において引き続き営まれることが見込まれていること（当該株式移転後に当該株式移転完全子法人を被合併法人等とする適格合併等によりその主要な事業が移転することが見込まれている場合には、当該主要な事業が当該株式移転後に当該株式移転完全子法人において営まれ、当該適格合併等後に当該適格合併等に係る合併法人等において引き続き営まれることが見込まれていること。）。

ハ その株式移転に係る株式移転完全子法人と他の株式移転完全子法人とが共同で事業を営むための株式移転として政令で定めるもの

十二の十八 同上

十三の三十九 同上

四十 決定 この編、次編第一章第一節及び第一章の二第一節（課税標準及びその計算）、第一百三十三条（確定申告又は連結確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）

、第一百三十四条（確定申告又は連結確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）、第一百三十五条第三項第三号及び第四項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例）、第一百四十七条の三（確定申告による所得税額等の還付）並びに第一百四

十七条の四（確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）の場合を除き、国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。

四十一～四十四 省 略

第十条の三 特定普通法人等（一般社団法人若しくは一般財團法人、医療法人その他の普通法人又は協同組合等のうち、公益法人等に該当することとなり得るもので政令で定める法人をいう。以下この条において同じ。）が公益法人等に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日に当該特定普通法人等が解散したものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定を適用する。

一 省 略

二 第八十二条の三十一第四項（連結欠損金の繰戻しによる還付）
2 特定普通法人等が公益法人等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日に当該公益法人等が設立されたものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定を適用する。

一～四 省 略

4 恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなつた場合（その有することとなつた日の属する事業年度前のいづれかの事業年度において恒久的施設を有していた場合に限る。）には、その有することとなつた日に当該外国法人が設立されたものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定（以下この項において「対象規定」という。）を適用する。ただし、当該外国法人を合併法人とする適格合併による当該適格合併に係る被合併法人である他の外国法人の恒久的施設による事業の移転その他の政令で定める事由による事業の移転を受けたことにより恒久的施設を有することとなつた場合において、当該恒久的施設を通じて行う事業（その移転を受けた事業に限る。）に係る第百四十一條第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額を計算するときの対象規定の適用については、この限りでない。

一～五 省 略

六 第百四十四条の十三第一項（第一号に係る部分に限り、同条第九項

る更正等による所得税額等の還付）並びに第一百四十七条の四（確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）の場合を除き、国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。

四十一～四十四 同 上

（課税所得の範囲の変更等の場合のこの法律の適用）

第十条の三 特定普通法人（一般社団法人若しくは一般財團法人又は医療法人のうち、普通法人であるものをいう。以下この条において同じ。）が公益法人等に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日に当該特定普通法人が解散したものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定を適用する。

一 同 上

二 第八十二条の三十一第三項（連結欠損金の繰戻しによる還付）
2 特定普通法人が公益法人等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日に当該公益法人等が設立されたものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定を適用する。

一～四 同 上

4 3 同 上

一～五 同 上

六 第百四十四条の十三第一項（第一号に係る部分に限り、同条第九項

又は第十一項において準用する場合を含む。）、第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）、第六項（同条第十一項）

において準用する場合を含む。）、第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）、第六項及び第十一項の規定

- 5 特定普通法人等が当該特定普通法人等を被合併法人とし、公益法人等を合併法人とする適格合併を行つた場合の処理その他前各項の規定の適用に用に関し必要な事項は、政令で定める。

（納税地等の異動の届出）

第二十条 法人は、その法人税の納税地に異動があつた場合（第十八条第一項（納税地の指定）の指定によりその納税地に異動があつた場合を除く。）には、政令で定めるところにより、その異動前の納税地の所轄税務署長にその旨を届け出なければならない。

2 連結親法人は、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地（以下この項において「本店等所在地」という。）に異動があつた場合には、政令で定めるところにより、当該連結親法人の納税地の所轄税務署長及び当該連結子法人の異動前の本店等所在地の所轄税務署長にその旨を届け出なければならない。

2 連結親法人は、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地（以下この項において「本店等所在地」という。）に異動があつた場合には、政令で定めるところにより、当該連結親法人の納税地の所轄税務署長並びに当該連結子法人の異動前の本店等所在地の所轄税務署長及び異動後の本店等所在地の所轄税務署長にその旨を届け出なければならない。

（受取配当等の益金不算入）

第二十三条 内国法人が次に掲げる金額（第一号に掲げる金額にあつては、外国法人若しくは公益法人等又は人格のない社団等から受けるもの及び適格現物分配に係るものを除く。以下この条において「配当等の額」という。）を受けるときは、その配当等の額（完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいづれにも該当しない株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）に係る配当等の額にあつては当該配当等の額の百分の五十に相当する金額とし、非支配目的株式等に係る配当等の額にあつては当該配当等の額の百分の二十に相当する金額とする。）は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

一 剰余金の配当（株式等に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの並びに分割型分割によるもの及び株式分配を除く。）若しくは利益の配当（分割型分割によるものを除く。）又は剰余金の分配（出資に

において準用する場合を含む。）、第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）、第六項（同条第十一項）

- 5 特定普通法人が当該特定普通法人を被合併法人とし、公益法人等を合併法人とする適格合併を行つた場合の処理その他前各項の規定の適用に用に関し必要な事項は、政令で定める。

（納税地等の異動の届出）

第二十条 法人は、その法人税の納税地に異動があつた場合（第十八条第一項（納税地の指定）の指定によりその納税地に異動があつた場合を除く。）には、政令で定めるところにより、その異動前の納税地の所轄税務署長及び異動後の納税地の所轄税務署長にその旨を届け出なければならない。

（受取配当等の益金不算入）

第二十三条 同 上

（）又は剰余金の分配（出資に係るものに限る。）の額

二 投資信託及び投資法人に関する法律第百三十七条（金銭の分配）の
金銭の分配（出資総額等の減少に伴う金銭の分配として財務省令で定
めるもの（第二十四条第一項第四号（配当等の額とみなす金額）にお
いて「出資等減少分配」という。）を除く。）の額

三 省 略

2 前項の規定は、内国法人がその受ける配当等の額（第二十四条第一項
の規定により、その内国法人が受ける配当等の額とみなされる金額を除
く。以下この項において同じ。）の元本である株式等をその配当等の額
の支払に係る基準日以前一月以内に取得し、かつ、当該株式等又は当該
株式等と銘柄を同じくする株式等を当該基準日後二月以内に譲渡した場
合におけるその譲渡した株式等のうち政令で定めるものの配当等の額に
ついては、適用しない。

3 第一項の規定は、内国法人がその受ける配当等の額（第二十四条第一
項（第五号に係る部分に限る。）の規定により、その内国法人が受ける
配当等の額とみなされる金額に限る。以下この項において同じ。）の元
本である株式等でその配当等の額の生ずる基因となる同号に掲げる事由
が生ずることが予定されているものの取得（適格合併又は適格分割型分
割による引継ぎを含む。）をした場合におけるその取得をした株式等に
係る配当等の額（その予定されていた事由（第六十一条の二第十七項）
有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）の規定の適用がある
ものを除く。）に基因するものとして政令で定めるものに限る。）につ
いては、適用しない。

4 9 9 省 略

（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）

第二十三条の二 省 略

2 前項の規定は、次に掲げる剰余金の配当等の額については、適用しな
い。

一 省 略

二 内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額（次条第一項
（第五号に係る部分に限る。）の規定により、その内国法人が受ける
剰余金の配当等の額とみなされる金額に限る。以下この号において同

係るものに限る。）の額

二 投資信託及び投資法人に関する法律第百三十七条（金銭の分配）の
金銭の分配（出資総額等の減少に伴う金銭の分配として財務省令で定
めるもの（第二十四条第一項第三号（配当等の額とみなす金額）にお
いて「出資等減少分配」という。）を除く。）の額

三 同 上

2 前項の規定は、内国法人がその受ける配当等の額（第二十四条第一
項（第四号に係る部分に限る。）の規定により、その内国法人が受ける
配当等の額とみなされる金額に限る。以下この項において同じ。）の元
本である株式等でその配当等の額の生ずる基因となる同号に掲げる事由
が生ずることが予定されているものの取得（適格合併又は適格分割型分
割による引継ぎを含む。）をした場合におけるその取得をした株式等に
係る配当等の額（その予定されていた事由（第六十一条の二第十六項）
有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）の規定の適用がある
ものを除く。）に基因するものとして政令で定めるものに限る。）につ
いては、適用しない。

4 9 9 同 上

（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）

第二十三条の二 同 上

2 同 上

一 同 上

二 内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額（次条第一項
（第四号に係る部分に限る。）の規定により、その内国法人が受ける
剰余金の配当等の額とみなされる金額に限る。以下この号において同

じ。）の元本である株式又は出資で、その剩余金の配当等の額の生ずる基因となる同項第五号に掲げる事由が生ずることが予定されているものの取得（適格合併又は適格分割型分割による引継ぎを含む。）をした場合におけるその取得をした株式又は出資に係る剩余金の配当等の額（その予定されていた事由に基因するものとして政令で定めるものに限る。）

358 省略

（配当等の額とみなす金額）

第二十四条 法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この条において同じ。）の株主等である内国法人が当該法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額（適格現物分配に係る資産にあつては、当該法人のその交付の直前の当該資産の帳簿価額に相当する金額）の合計額が当該法人の資本金等の額又は連結個別資本金等の額のうちその交付の基因となつた当該法人の株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときは、この法律の規定の適用については、その超える部分の金額は、第二十三条第一項第一号又は第二号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額とみなす。

一・二 省略

三 株式分配（適格株式分配を除く。）

四 資本の払戻し（剩余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。）のうち分割型分割によるもの及び株式分配以外のもの並びに出資等減少分配をいう。）又は解散による残余財産の分配

五 自己の株式又は出資の取得（金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所の開設する市場における購入による取得その他の政令で定める取得及び第六十一条の二第十四項第一号から第三号まで（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）に掲げる株式又は出資の同項に規定する場合に該当する場合における取得を除く。）

七六省略

2・3省略

（配当等の額とみなす金額）
第二十四条 同上

一・二 同上

三 株式分配（適格株式分配を除く。）

三 資本の払戻し（剩余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。）のうち分割型分割によるもの以外のもの及び出資等減少分配をいう。）又は解散による残余財産の分配

四 自己の株式又は出資の取得（金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所の開設する市場における購入による取得その他の政令で定める取得及び第六十一条の二第十三項第一号から第三号まで（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）に掲げる株式又は出資の同項に規定する場合に該当する場合における取得を除く。）

五六同上

2・3同上

（配当等の額とみなす金額）
第二十四条 同上

(還付金等の益金不算入)

第二十六条

内国法人が次に掲げるものの還付を受け、又はその還付を受けるべき金額を未納の国税若しくは地方税に充当される場合には、その還付を受け又は充当される金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

一・二 省略

一・二 同上

三 第七十八条（所得税額等の還付）、第八十一条の二十九（所得税額等の還付）又は第一百三十三条（更正等による所得税額等の還付）の規定による還付金

四 省略

四 同上

（中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入）

第二十七条 内国法人が第八十条第五項（欠損金の繰戻しによる還付）に規定する中間期間において生じた同項に規定する災害損失欠損金額（以下この条において「災害損失欠損金額」という。）について第八十条の規定の適用を受けた場合には、同項に規定する仮決算の中間申告書の提出により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた災害損失欠損金額に相当する金額は、当該中間期間の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第二十八条 削除

(役員給与の損金不算入)

第三十四条 内国法人がその役員に対して支給する給与（退職給与で業績連動給与に該当しないもの、使用者としての職務を有する役員に対して支給する当該職務に対するもの及び第三項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

(役員給与の損金不算入)

第三十四条

内国法人がその役員に対して支給する給与（退職給与及び第五十四条の二第一項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する新株予約権によるもの並びにこれら以外のもので使用者としての職務を有する役員に対して支給する当該職務に対するもの並びに第三項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その内国

(還付金等の益金不算入)

第二十六条 同上

三 第七十八条（確定申告による所得税額等の還付）、第八十一条の二十九（連結確定申告による所得税額等の還付）又は第一百三十三条（確定申告又は連結確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）の規定による還付金

第二十七条及び第二十八条 削除

一 その支給時期が一月以下の一定の期間ごとである給与（次号イにおいて「定期給与」という。）で当該事業年度の各支給時期における支給額が同額であるものその他これに準ずるものとして政令で定める給与（同号において「定期同額給与」という。）

二 その役員の職務につき所定の時期に、確定した額の金銭又は確定した数の株式（出資を含む。以下この項及び第五項において同じ。）若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式若しくは第五十四条の二第一項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与で、定期同額給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないもの（当該株式若しくは当該特定譲渡制限付株式に係る第五十四条第一項に規定する承継譲渡制限付株式又は当該新株予約権若しくは当該特定新株予約権に係る第五十四条の二第一項に規定する承継新株予約権による給与を含むものとし、次に掲げる場合に該当する場合にはそれぞれ次に定める要件を満たすものに限る。）

イ その給与が定期給与を支給しない役員に対して支給する給与（同族会社に該当しない内国法人が支給する給与で金銭によるものに限る。）以外の給与（株式又は新株予約権による給与で、将来の役務の提供に係るものとして政令で定めるものを除く。）である場合政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしていること。

ロ 株式を交付する場合 当該株式が市場価格のある株式又は市場価格のある株式と交換される株式（当該内国法人又は関係法人が発行したものに限る。次号において「適格株式」という。）であること。

ハ 新株予約権を交付する場合 当該新株予約権がその行使により市場価格のある株式が交付される新株予約権（当該内国法人又は関係法人が発行したものに限る。次号において「適格新株予約権」という。）であること。

三 内国法人（同族会社にあつては、同族会社以外の法人との間に当該法人による完全支配関係があるものに限る。）がその業務執行役員（

法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。）

一 その支給時期が一月以下の一定の期間ごとである給与（次号において「定期給与」という。）で当該事業年度の各支給時期における支給額が同額であるものその他これに準ずるものとして政令で定める給与（同号において「定期同額給与」という。）

二 その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与（定期同額給与及び利益連動給与（利益の状況を示す指標を基礎として算定される額を支給する給与をいう。次号において同じ。）を除くものとし、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与（同族会社に該当しない内国法人が支給するものに限る。）並びに第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式（将来の役務の提供に係るものとして政令で定めるものに限る。）及び当該特定譲渡制限付株式に係る同項に規定する承継譲渡制限付株式による給与以外の給与にあつては政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしている場合における当該給与に限る。）

業務を執行する役員として政令で定めるものをいう。以下この号において同じ。)に対し支給する業績連動給与(金銭以外の資産が交付されるものにあつては、適格株式又は適格新株予約権が交付されるものに限る。)で、次に掲げる要件を満たすもの(他の業務執行役員の全てに対する次に掲げる要件を満たす業績連動給与を支給する場合に限る。)

イ 交付される金銭の額若しくは株式若しくは新株予約権の数又は交付される新株予約権の数のうち無償で取得され、若しくは消滅する数の算定方法が、その給与に係る職務を執行する期間の開始の日(イにおいて「職務執行期間開始日」という。)以後に終了する事業年度の利益の状況を示す指標(利益の額、利益の額に有価証券報告書(金融商品取引法第二十四条第一項(有価証券報告書の提出)に規定する有価証券報告書をいう。イにおいて同じ。)に記載されるべき事項による調整を加えた指標その他の利益に関する指標として政令で定めるものに限る。イにおいて同じ。)、職務執行期間開始日の属する事業年度開始の日以後の所定の期間若しくは職務執行期間開始日以後の所定の日における株式の市場価格の状況を示す指標(当該内国法人又は当該内法人との間に完全支配関係がある法人の株式の市場価格又はその平均値その他他の株式の市場価格に関する指標として政令で定めるものに限る。イにおいて同じ。)又は職務執行期間開始日以後に終了する事業年度の売上高の状況を示す指標(売上高、売上高に有価証券報告書に記載されるべき事項による調整を加えた指標その他の売上高に関する指標として政令で定めるもののうち、利益の状況を示す指標又は株式の市場価格の状況を示す指標と同時に用いられるもので、有価証券報告書に記載されるものに限る。)を基礎とした客観的なもの(次に掲げる要件を満たすものに限る。)であること。

(1) 金銭による給与にあつては確定した額を、株式又は新株予約権による給与にあつては確定した数を、それぞれ限度としているものであり、かつ、他の業務執行役員に対して支給する業績連動給与に係る算定方法と同様のものであること。

(2) 政令で定める日までに、報酬委員会(会社法第四百四条第三項(指名委員会等の権限等)の報酬委員会をいい、当該内国法人の

に対して支給する利益連動給与で次に掲げる要件を満たすもの(他の業務執行役員の全てに対する次に掲げる要件を満たす利益連動給与を支給する場合に限る。)

イ その支給額の算定方法が、当該事業年度の利益の状況を示す指標(利益の額、利益の額に有価証券報告書(金融商品取引法第二十四条第一項(有価証券報告書の提出)に規定する有価証券報告書をいう。イにおいて同じ。)に記載されるべき事項による調整を加えた指標その他の利益に関する指標として政令で定めるものに、有価証券報告書に記載されるものに限る。)を基礎とした客観的なもの(次に掲げる要件を満たすものに限る。)であること。

(1) 確定額を限度としているものであり、かつ、他の業務執行役員に対して支給する利益連動給与に係る算定方法と同様のものであること。

(2) 政令で定める日までに、報酬委員会(会社法第四百四条第三項(指名委員会等の権限等)の報酬委員会をいい、当該内国法人の